

軽度者への福祉用具貸与について

伊方町

◎ 日常生活の便宜等を図るための福祉用具を借りるサービスです。

● 福祉用具貸与の範囲

品 目	要支援1、2及び要介護1	基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	・ 下記のいずれかに該当する者	
	1 日常的に歩行が困難な者	1-7 「3. できない」
	2 日常生活において移動の支援が特に必要と認められる者	該当する基本調査結果がないため、サービス担当者会議等の結果で判断
イ 特殊寝台及び付属品	・ 下記のいずれかに該当する者	
	1 日常的に起き上がりが困難な者	1-4 「3. できない」
	2 日常的に寝返りが困難な者	1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	・ 日常的に寝返りが困難な者	1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	・ 下記のいずれにも該当する者	
	1 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	3-1 「1. できる」以外又は3-2～3-7のいずれか「2. できない」又は3-8～4-15のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	2 移動において全介助を必要としない者	2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト(つり具を除く)	・ 下記のいずれかに該当する者	
	1 日常的に立ち上がりが困難な者	1-8 「3. できない」
	2 移乗が一部介助又は全介助を要する者	2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
3 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	該当する基本調査結果がないため、サービス担当者会議等の結果で判断	
カ 自動排泄処理装置	・ 次のいずれにも該当する者	
	1 排便が全介助を必要とする者	2-6 「4. 全介助」
	2 移乗が全介助を必要とする者	2-1 「4. 全介助」
平成19年4月に追加された例外規定		
① 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に上記の状態像に該当する者 (例: パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)		
② 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに上記の状態像に該当するに至ることが確実に見込まれる者 (例: がん末期の急速な状態悪化)		
③ 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から上記の状態像に該当すると判断できる者(例: ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)		

注:()内の状態は、あくまでも①～③の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎず、()内の状態以外のものであっても、①～③の状態であると判断される場合もあろう。

◎ 注意点

- ・ 指定された福祉用具貸与事業者であること。
- ・ 車いす、移動用リフトの一部(段差解消機)では、該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員、サービス担当者会議等により指定介護予防支援事業者又は指定居宅介護支援事業者が判断することとなる。この判断の見直しについては、必要に応じて随時行う。
- ・ 上記①～③いずれかの状態像に該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等により判断する。